

2023年9月29日
〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書
概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人京都橘学園
法 人 代 表 者	理事長 片山 傳生
担 当 部 署	総務部総務課
お 問 合 せ 先	075-571-1111

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

1. 担当部署：順守状況の点検、報告書の作成 ↓附議、報告
2. 法人事務局会議、理事会等会議：ガバナンスポリシー等の確認、了承 ↓（学内）報告
3. ステークホルダーへの公表、私大連盟への報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた遵守原則について、すべて遵守している。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	教育研究目的については「京都橘学園 第3 次マスタープランについて」の公表を通じ明確化、理解の獲得を行っている。当該計画は、学内の基幹会議を経て、最終理事会において採択決定を行っている。 中長期計画の内容については学内での会議などを通して教職員に周知し、事業計画策定時に到達度の確認を行っている。 このことにより順守状況 1-1 を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則 2 - 1、2 - 2 の通り、公共性を確保している。

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	第3次マスタープラン（中期事業計画）を策定し、これまでの学園の理念や実績を引き継ぎつつ、「学びで世界を変える」を合言葉に、これからの時代を生きる人々の可能性を広げるとともに、よりよい社会の実現へ寄与する人材育成に取り組んでいる。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	社会連携や地域連携を推進するセンター、事務組織を設置し、公開講座や社会人の学びなおしなどの活動に取り組んでいる。他にも地方公共団体との各種協定し、地域課題の解決に向けた教育研究に取り組んでいる。 これらの取り組みは、関連部署で集約し会議等で共有するとともに、事業報告書やホームページでの公開等により、さらなる社会・地域貢献活動の発展を促している。 これらの取り組みにより、遵守原則 2 - 2 を遵守している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則３－１、３－２、３－３の通り、信頼性・透明性を確保している。

遵守原則３－１ 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	学校法人京都橘学園監事監査規程に基づき、監事監査計画および監査報告書を毎年度作成のうえ、理事会・評議員会へ報告を行っている。 また、期中と決算時に監事監査を実施するとともに、内部監査室との情報共有、ミーティングなど、監事機能の発揮を行っている。 これらの取り組みにより、遵守原則３－１を遵守している。

遵守原則３－２ 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	京都橘学園内部監査規程に基づく内部監査計画と報告に基づき、内部統制の体制を整備している。 監事監査、公認会計士監査、内部監査という３種類の監査により、業務の運用状況の適正性、会計基準への適合などのモニタリングを徹底している。 これらの取り組みにより、遵守原則３－２を遵守している。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	学校法人京都橘学園情報公開規程のもと、定められた基準、対象等に合わせた情報公開を行う体制を整備している。 他にも事業報告や財務情報など、HP上でステークホルダーに対して本学の各種情報に関する理解を進めてもらえる取組みを行っている。 これらの取り組みにより、遵守原則 3－3 を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則 4－1、4－2 の通り。継続性を確保している。

遵守原則 4－1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事、評議員および監事は学外者から多く選出している。加えて寄附行為に基づく評議員会へ諮問等を行い、機関内および機関間の牽制が適切に機能する仕組みを構築している。 教職員間での情報共有として様々な会議資料をオンライン上で確認できるシステム整備、規程等も規程管理システムにより場所を選ばずに確認できる状況を準備するなど教職員の大学運営への参画意識が高まるような環境整備を行っている。 これらの取り組みにより、遵守原則 4－1 を遵守している。

遵守原則 4－2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	財政基盤の安定化を図るため、毎年度の事業計画策定時に様々な経営指標を設定し、それを遵守するような計画策定を行っている。さらに、外部資金の獲得として寄附金獲得を強化する体制を新たに整備している。 危機管理においてもBCPを各事務組織内の業務分掌上にさだめ事業の継続性を確保する対策をとっている。